

第31回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年2月5日(金) 15:30~15:50

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第31回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、「障害福祉課 手話通訳者 山上 美紀(やまがみ みき)さん」と、同じく「障害福祉課 主査 長尾 和歌子(ながお わかこ)さん」のお二方です。

はじめに、「危機対策本部の対応状況」につきまして、統括調整部長より説明を願います。

○貝守統括調整部長

それでは、危機対策本部の対応状況の資料をご覧ください。

本日の会議の開催趣旨でございますが、緊急事態宣言の期間延長及び区域変更、並びに政府の「基本的対処方針」の変更を踏まえた対応の確認です。

県の対応についてでございますが、各部の対応状況については次のページからとなっております。前回の本部会議からの追加変更等があった部分につきましては、アンダーラインを引いております。追加されました主な対応としては、8ページをお開きください。健康福祉部の最後になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部健康福祉部保健医療調整本部内に「ワクチン接種体制整備チーム」を設置しております。1月15日でございます。

その他、主なものとすれば、17ページをお開きください。「教育部」の最後でございますけれども、高校における部活動関係のクラスター発生を受けて、部活動に係る対外試合等の活動及び外部人材の来校による直接の指導等の原則禁止等について、2月1日付けで通知ということとなっております。これらにつきましては、後ほど関連して部長から説明がございます。以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、「感染症の状況」及び「青森県のワクチン接種体制整備状況」につきまして健康福祉部長より説明がございます。

○有賀健康福祉部長

それでは健康福祉部と右肩にある資料をご覧ください。

感染症の県内の状況ですが、昨日16時30分時点で、これまでに判明した感染者数が計736名、入院中の方が37名、宿泊療養施設等利用者が18名、自宅療養中の方が2名となっております。検査、相談センターでの相談件数、コールセンター相談件数についてはご覧のとおりでございます。1枚お捲りいただきまして、療養・検査状況について、詳細をこちらに載せさせていただいております。入院者数、宿泊療養者数、自宅療養者数、調整されている方というのは先ほど述べたとおりでございます。また、検査状況についてはこのとおりでございます。また、感染経路についてもこれまでのものをまとめて書いております。確認しているものとしては(1)になります。県外関連としてはっきりしているものについては(2)に掲載しております。

次にお捲りいただきまして、県のワクチン接種体制の整備状況についてご報告いたします。予防接種自体はもともと市町村業務ということになっておりますけれども、まず、「医療従事者向けの先行接種」、こちらは国が主体となって調整するものとなっております。その次の「医療従事者向け優先接種」、この370万人程度、こちらは、都道府県、つまり県

が調整主体となって実施するものとなっております。現在は、医療機関との調整や団体との調整、そして冷凍庫の配備等について実施しているところでございます。「高齢者向け優先接種」が始まっていきますが、こちらは市町村が調整主体となっておりますので、今後、市町村と連携しながら各事業を進めていくということになります。

なお、ワクチンですが、地域担当卸業者というものが5社ございまして、そこで担当地域を割り当てて流通させるということを予定しております。また、医療従事者向け優先接種については、「基本型接種施設」16施設、更に「連携型接種施設」52施設について設定したところでございます。以上です。

○坂本危機管理局次長

「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更等」につきまして、統括調整部長、お願いいたします。

○貝守統括調整部長

まず、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」と表題がある資料でございますが、これは、2月2日の国会報告の資料にあたります。「記」以下ですけれども、「緊急事態措置を実施すべき期間」、令和3年1月8日から3月7日までとするということで、変更前は2月7日までとなっていたものを1ヶ月延長したものでございます。

「(2) 緊急事態措置を実施すべき区域」につきましては、ここに10都府県列挙してございますが、栃木県が外れたということになります。

一枚お捲りいただきまして、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和3年2月2日変更について、かいつまんでポイントのみを説明いたします。主な変更点とすれば、まず15ページをお開きください。真ん中以下ですけれども、「(3) まん延防止」外出の自粛というところで、「特定都道府県は」、ちょっと飛んでなお書きのところですが、「不要不急の都道府県間の移動や感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるように促す」、この部分が追加となっております。

その他、19ページをお開きください。19ページの上方(6)ですけれども、「緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県における取組等」ということで、今回の場合、栃木県が該当するものでございますけれども、こうした都道府県につきましては、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることを基本として、対策を段階的に緩和するとされております。「外出の自粛」、「イベント開催」については段階的に緩和します。それから飲食店の営業時間の短縮の要請については継続することとされております。

その他、本県の体制において大きく関係する等の変更はございません。この資料につきましては以上となります。

続いての資料、「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」をご覧いただきたいと思っております。令和3年2月5日変更であります。変更した部分といたしまして、3ページ。マルが並んでおりますけれども、上から4つ目。今回ワクチン接種の対応が明らかになってきたことから、国の対処方針と合わせまして、「国の指示のもと、市町村における速やかなワクチン接種体制の整備を支援する」という文言を追加してございます。その他は最後のページ、5ページ(別紙)でございます。特別措置法に基づく協力要請の内容ですが、まず、期間につきまして「3月7日」までということで、この部分を変更してございます。その他、内容については変更はございません。「外出全般」のところでは、「3」の特定都道府県との不要不急の往来は控えること、10都府県になります。それから4番目、特定都道府県から移動してきた方は、健康観察を徹底するとともに、人との接触は必要最小限にとどめること、これらにつきまして要請を継続するということとしております。私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

次に、「高等学校の新型コロナウイルス感染症クラスター発生への対応について」教育部

長より説明がございませう。

○和嶋教育部長

右肩に教育委員会と書いてあります資料をお願いいたします。

「高等学校の新型コロナウイルス感染症クラスター発生への対応について」でございませう。

まず、令和2年12月の事案です。県立高等学校において、当該校の生徒及び教職員、48名が感染したほか、このクラスターに関連して、他校の生徒を含む13名の感染が判明しました。この事案発生を踏まえた対応として、12月28日に、各学校において、感染防止対策が徹底されているか点検の上、冬季休業期間終了後の対策に万全を期すよう通知しております。1月4日には、1月17日までの2週間、原則として県立学校の部活動に係る対外試合、合宿等の活動を禁止する旨通知しております。翌5日には、不安を感じている生徒たちの心のケアのため、私より、生徒あてのメッセージを発信しております。1月29日には、県立学校及び私立学校を対象に臨時校長会議を開催しまして、「学校における感染症対策」について、健康福祉部の講話等を実施しております。

続いて、令和3年1月の事案でございませう。高等学校において、部活動に関連するクラスターが2件発生いたしました。関連も含めた感染者は、1件目の事案で52名、2件目の事案では6名となっております。この12月及び1月の事案発生を踏まえた対応として、2月1日に、当面の対応として2月28日までの間、部活動に係る対外試合等の活動及び外部人材の来校による直接の指導等を原則禁止する旨通知しております。また、本日付けになります、学校において教育活動を実施する上で、感染防止を図るための留意事項について通知したところでございませう。以上でございませう。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明等につきまして、質問等ございませうれば、よろしいでしょうか。

それでは本部長からの指示事項と県民に向けたメッセージがございませう。

○三村青森県危機対策本部長

今般の緊急事態宣言の期間延長により、引き続き本県の観光産業等への影響が見込まれるところですよ。

関係事業者への影響緩和を図るため、継続措置を講じた「あおもり宿泊キャンペーン」や「県産品を買って贈ってスマイルキャンペーン」について、より一層の周知と活用の促進にそれぞれ努めてください。

その他の分野におきまして、緊急事態宣言の影響を適切に把握・分析の上、必要となる施策について速やかに実施するよう指示いたします。

次に、運動部活動等に関連するクラスターの発生について、先ほど教育部長から対応について説明がありましたが、児童生徒が安心して部活動に参加できるよう、教職員や児童生徒をはじめ関係する全ての方々に対しまして、具体的な感染防止対策を周知徹底するようお願いします。

次に新型インフルエンザ等対策特別措置法等について、去る2月3日、特措法等が改正されたところでありますが、知事の権限の見直しに伴い県において新たに発生する業務等が見込まれますことから、今後示される具体の運用等も踏まえ、必要な体制を検討するよう指示します。

緊急事態宣言の期間延長など厳しい感染状況が続いていますが、本県における感染まん延や医療崩壊は何としても回避するとの強い決意の下、全職員が一丸となって全庁体制で取り組むよう指示します。

県民の皆様方にお話しさせていただきたいと思ひます。

去る2月2日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更が決定

されました。

青森県としましては、先の緊急事態宣言発出を踏まえ、1月8日から県民の皆様方に対して緊急事態宣言の対象となっている特定都道府県との不要不急の往来について控えていただくよう協力要請しているところでありますが、今般の期間延長に伴い、2月8日以降につきましても同様の御協力をお願い申し上げます。

また、これら特定都道府県から移動してきた方におかれましては、青森県滞在中、健康観察を徹底していただきますとともに、人との接触は必要最小限にとどめてくださるようお願いをいたします。

なお、仕事や大学受験・就職活動、あるいは各種国家資格試験等のための移動を制限するものではありませんので御留意願います。

次に感染状況についてであります。青森県におきましては継続的に感染症患者が発生しており、県外との往来に由来する事案だけではなく、感染経路が不明な事案も見られますほか、今年に入ってからは、多数のクラスターの発生が確認されています。

現時点におきましては、医療提供体制に支障を来すような状況にはありませんが、緊急事態宣言が延長されるなど大都市圏では依然として厳しい感染状況にあること等も踏まえ、引き続き厳重な警戒が必要であると認識しています。

従前県内では、クラスターは主に飲食店や介護施設などで発生していたところですが、最近は、学校の運動部活動や各種スポーツ活動においても確認されているところです。

スポーツ活動におきましては、多くの人数が集まりますとともに、マスクを外さざるを得ない状況で呼吸量が増加することから、感染リスクが高まります。

特に活動前後における更衣室での着替え、ミーティング、練習後の歓談など、気持ちが緩みがちとなる「場面の切り替わり」における「マスクなしでの会話」などの機会も多くなっているところです。

換気や共用部分の消毒など施設管理上の感染防止対策はもとより、参加者・指導者ともに会話や発声時のマスク着用を徹底するなど十分にご注意していただくようお願いいたします。

小・中・高校生の皆さんも、部活動などを通じて感染しないよう、先生等からの注意事項を良く守ってください。

先般、県立・私立の校長先生方に集まっていたいで、健康福祉部の方から様々な実例を挙げての勉強会が行われました。そういったことについてもきちんと耳を傾けていただければと思っています。先生方からの注意事項をよく守ってください。

青森県の感染状況は、予断を許さない状況が続いておりますことから、県民の皆様方には、重ねてのお願いとなりますが、「三密」の回避など基本的な感染防止対策を徹底していただきますとともに、「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間に及ぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり」といった「感染リスクが高まる『5つの場面』」に該当する場面がどこにあるのかそれぞれ確認の上で、場面に応じた感染防止策を実践してくださるようお願いいたします。

今般の緊急事態宣言の期間延長に伴いまして、特定都道府県との往来を控えていただくなど、引き続き県民の皆様方の生活に影響が及ぶこととなりますが、本県における感染まん延や医療の崩壊を避けるためには、県民の皆様方一人一人の取組の積み重ねが不可欠でございます。

これまでも、大変ご協力をいただいておりますが、重ね重ねということになりますけれども、県民の皆様方の特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の本部会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。